

新潟市健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第19号

新潟市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

新潟市健康増進法施行細則（平成15年新潟市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別記様式第1号」を「別に定める様式」に改め、同条第2項中「変更にあつては別記様式第2号に、休止又は廃止にあつては別記様式第3号」を「別に定める様式」に改める。

第4条中「特定給食施設報告書（別記様式第4号）」を「別に定める報告書」に改める。

第5条第1項中「別記様式第5号」を「別に定める様式」に改め、同条第2項中「別記様式第6号」を「別に定める様式」に改める。

第6条第1項中「別記様式第7号」を「別に定める勧告書」に改め、同条第2項中「別記様式第8号」を「別に定める命令書」に改める。

第7条中「給食施設栄養管理状況報告書（別記様式第9号から別記様式第13号まで）」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「給食施設栄養指導結果通知書（別記様式第14号から別記様式第18号まで）」を「別に定める結果通知書」に改める。

別記様式第1号から別記様式第18号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている

書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。